

第9編 砂防事業編

第5章 その他

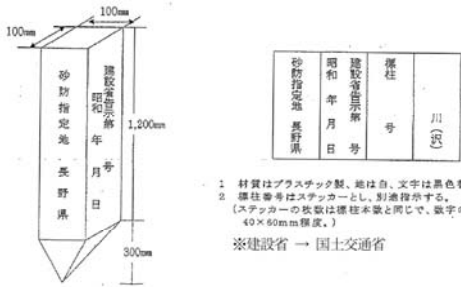
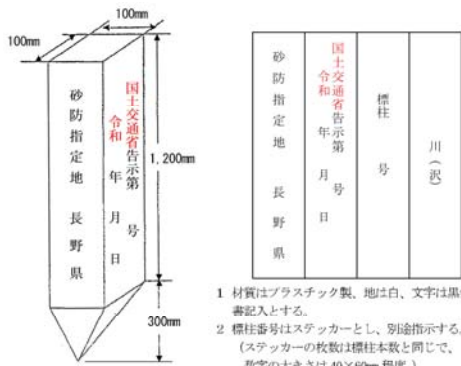


第1節 その他基準等

現 行	改 定
<p>ページ：9-5-6 2.1 工事用道路</p> <p>(1) 適用 構造規格は林道自動車道2級に準ずる（林道規定による）。</p> <p>(2) 幅員構成 図 9-5-8を標準とする。</p> <p>ページ：9-5-7 3. 堰名板</p> <p>堰名については、砂防堰堤、単独の床固工の場合は、地名等を参考に付けて構わない。溪流保全工内床固工のように同名となる場合には、下流から号数を付けることとする。</p> <p>堰名板の記述内容は以下を原則とする。</p> <div data-bbox="235 805 492 989"><p>△△砂防堰堤(床固工) 高さ 14.5m 長さ 90m 着 工 平成・年・月 竣 工 平成・年・月 長野県 建設部</p></div> <p>図 9-5-9 堰名板例</p> <p>災害関連事業で堰堤を設置する場合は、最上段に事業名を記載する 着工：分割工事の場合、当初年月とする 竣工：分割工事の場合、最終工事の完了年月とする 書体は教科書体が明朝体など読み取りやすいものとする</p> <p>ページ：9-5-7 4.4 その他</p> <p>1) 砂防設備データベースの更新を行うこと。</p> <div data-bbox="439 1177 748 1366"><p>○○沢 △△郡 ××村 □□砂防堰堤 平成××年 長野県</p></div> <p>図 9-5-10 タイトル（例）</p>	<p>(1) 適用 構造規格は林道自動車道2級に準ずる（林道規定による）。ただし、林道自動車道2級に準じた道路規格とすると、大規模な地形改変や長距離の迂回が生じる場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 幅員構成 図 9-5-8を標準とする。</p> <p>堰名については、砂防堰堤、単独の床固工の場合は、地名等を参考に付けて構わない。溪流保全工内床固工のように同名となる場合には、下流から号数を付けることとする。</p> <p>堰名板の記述内容は以下を原則とする。</p> <div data-bbox="1258 805 1516 989"><p>△△砂防堰堤(床固工) 高さ 14.5m 長さ 90m 着 工 令和・年・月 竣 工 令和・年・月 長野県 建設部</p></div> <p>図 9-5-9 堰名板例</p> <p>災害関連事業で堰堤を設置する場合は、最上段に事業名を記載する 着工：分割工事の場合、当初年月とする 竣工：分割工事の場合、最終工事の完了年月とする 書体は教科書体が明朝体など読み取りやすいものとする</p> <p>1) 砂防設備データベースの更新を行うこと。</p> <div data-bbox="1462 1177 1771 1366"><p>○○沢 △△郡 ××村 □□砂防堰堤 令和××年 長野県</p></div> <p>図 9-5-10 タイトル（例）</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第3節 指定地ほか

現 行	改 定
<p>ページ：9-5-12 3.1 設置の目的</p> <p>この標識の設置は、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地（以下「砂防指定地」という。）に施設される砂防設備の保全のためになされるものに限るものとする。</p> <p>ページ：9-5-12 3.2 設置の時期及び対象</p> <p>砂防工事が行われる年度において施設される砂防設備に係る砂防指定地を設置の対象とする。</p> <p>ページ：9-5-12 3.4 標識の種板及び標準規格</p> <p>砂防指定地に設置する標識の種類及び標準規格は次のとおりとする。</p> <p>ア) 砂防指定地標識 (1号) (図 9-5-12参照)</p> <p>イ) 砂防指定地標柱 (図 9-5-13参照)</p> <p>ウ) 砂防設備標識 (2号) (図 9-5-14参照)</p> <p>ページ：9-5-13 3.6 標識の維持管理</p>  <p>図 9-5-13 砂防指定地標柱</p>	<p>この標識の設置は、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地（以下「砂防指定地」という。）に整備される砂防設備の保全のためになされるものに限るものとする。</p> <p>砂防工事が行われる年度において、整備される砂防設備に係る砂防指定地を設置の対象とする。</p> <p>砂防指定地に設置する標識の種類及び標準規格は次のとおりとする。</p> <p>ア) 砂防指定地標識 (図 9-5-12参照)</p> <p>イ) 砂防指定地標柱 (図 9-5-13参照)</p> <p>ウ) 砂防設備標識 (図 9-5-14参照)</p>  <p>図 9-5-13 砂防指定地標柱</p>
 <p>図 9-5-14 砂防設備2号標識</p>	 <p>図 9-5-14 砂防設備標識</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p style="text-align: center;">第6節 専門用語の解説（索引）</p> <p>本節にて解説する専門用語は本編中に解説がない用語のみであり、本編中に解説がある用語についてはその掲載箇所及びページのみを示す。なお、解説は一般的な概要について述べたものである。</p> <p>また、国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部により策定・公表されている、上石流対策と流木対策に関する基本的な考え方をまとめた「砂防基本計画策定指針（上石流・流木対策編）解説（国総研資料 第904号、平成28年4月）」、及び「上石流・流木対策設計技術指針 解説（国総研資料 第904号、平成28年4月）」に記載のある用語については、参考としてその掲載ページも示す。</p> <p>[あ]</p> <p>アーチ式（あーちしき） 上から見た形がアーチ型のダムや砂防堰堤のこと。アーチの持つ力学的特性によって、水圧の大部分を兩岸の岩盤に伝えることにより、水圧を支える構造。</p> <p>アーチ推力（あーちすいりよく） アーチ式構造のアーチの両端部において、外側に向かって斜め下方向へ生じる横圧力のこと。アーチスラストと同義。部材にほとんど曲げの力が生じない代わりに、このアーチ推力（スラスト）が生じる。</p> <p>アーマコート形成（あーまこーとけいせい） 流されやすい小さな砂礫が流され、河床が流されにくい大きな礫によって覆われた状態になること。アーマコート化、粗粒化、鍍化ともいう。ダムや砂防堰堤の下流で形成されやすい。</p> <p>[い]</p> <p>異常土砂災害対策調査（いじょうどしゃさいがいがいたいさくちょうさ） 特に天然ダム（河道閉塞）等の異常土砂災害が発生した際に行う調査のこと。 第2章第7節1.（P.9-2-26～29）参照。</p> <p>一軸圧縮強度（いちじくあっしゅくきょうど） 側方から圧力を加えずに上下のみから供試体を圧縮する試験（一軸圧縮試験）で求められる、最大の強度のこと。</p> <p>1次谷（いちじだに） 第2章第2節1.2（P.9-2-2）参照。</p> <p>一次避難地（いちじひなんち） 広域避難地に避難するまでの間に、中継拠点を設けて避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行う場所のこと。</p> <p>1波の土石流（いっばのどせきりゅう） 計画規模の降雨量が降ることにより、流域内で複数の溪流から複数回発生する可能性のある土石流のうち、流出量が最大となる上石流のこと。 第4章第2節3.1.3（P.9-4-9）参照 砂防基本計画策定指針（上石流・流木対策編）解説（H28.4）P.27 参照。</p> <p>溢流（いつりゅう） 堤防等から溢（あふ）れて流れること。</p> <p>移動可能渓床堆積土砂量（いどうかのうけいしょうたいせきどしゃりょう） 1次谷以上の溪流の渓床部に堆積し、上石流によって流出するおそれのある土砂量のこと。 第2章第5節1.1（P.9-2-16）参照。 砂防基本計画策定指針（上石流・流木対策編）解説（H28.4）P.14 参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>移動可能土砂量（いどうかのうどしやりょう） 第2章第5節1.1（P.9-2-16）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.14 参照。</p> <p>移動可能土砂量調査（いどうかのうどしやりょうちようさ） 移動可能土砂量を把握・推定するために行う調査のこと。 第2章第5節1.1（P.9-2-16）参照。</p> <p>[う]</p> <p>運搬可能土砂量（うんぱんかのうどしやりょう） 計画地点の流域面積と地形（溪床勾配）から、理論的に運搬（流下）することができる最大の上砂量のこと。 第1章第2節1.4.5（2）（P.9-1-17）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.19 参照。</p> <p>[え]</p> <p>衛星携帯電話（えいせいけいたいでんわ） 通信人工衛星を直接経由して、音声通話やデータ通信を行う携帯電話機またはその通信サービスのこと。上空からの電波を捉えられる場所であれば、通信インフラが整備されていない地域でも他の携帯電話や固定電話と通話することが可能で、地上の災害の影響を受けにくい。</p> <p>液相（えきそう） ある物質のどの部分をとってもその物理的、化学的性質が等しく、他と区別される領域のことを相と言い、液体の状態である相のこと。</p> <p>越流（えつりゅう） 砂防堰堤や天然ダム等の上流側に溜まった水が、堰堤や天然ダムの上を越えて流れ出ること。</p> <p>越流水深（えつりゅうすいしん） 砂防堰堤等の水通し部を対象流量が流れるときの水深のこと。第4章第2節3.2（P.9-4-27）参照。</p> <p>塩基飽和度（えんきほうわど） 土粒子の陽イオン交換容量（CEC）のうち、交換性塩基（陽イオン）で占められている割合を百分率で表したもの。 第2章第9節3.3.7（1）（P.9-2-39）参照。</p> <p>堰堤敷（えんていじき） 砂防堰堤を設置する範囲のこと。</p> <p>堰堤軸（えんていじく） 砂防堰堤等の位置を示す設計上の基本線で、砂防堰堤の設けは水通し大端の下流端のフインのこと。河川や溪流に対して、概ね直交方向となる。</p> <p>エンドシル（えんどしる） ダムや堰等に設置される河床洗堀を防止するための減勢工の一種。設置箇所は構造物によって異なり、かまぼこ状やブロック状等の形状のもの。</p> <p>[お]</p> <p>横坑（おうこう / よここう） 地質調査をするために、ほぼ水平方向に掘ったトンネル（坑道）のこと。</p> <p>横断構造物（おうだんこうぞうぶつ） 河川や溪流の流れ方向に対し、直交（横断）するように築造された構造物のこと。 第2章第2節5.2.2（P.9-2-8）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>横断測線（おうだんそくせん） 横断測量で、河川や溪流の横断方向（河川等と直交方向）に測量する線のこと。通常20m間隔ごとに設け、この方向に地形を測った断面図を横断面図という。 第2章第9節4.4（P.9-2-41）参照。</p> <p>オールコア（おーるこあ） 地質調査ボーリングで、地表面から打ち止めまでのコア（地質のサンプル）を全て採取する方法のこと。</p> <p>置換プラグ処理（おきかえぶらぐしり） 基礎岩盤内に比較的大規模な軟弱層が含まれる場合の対策工で、軟弱層の一部を掘下げてコンクリートによって置き換える工法のこと。</p> <p>帯工（おびこう） 第3章第1節2.5（P.9-3-6）、第4章第8節10.1（P.9-4-147）参照。</p> <p>温度荷重（おんどかじゅう） 外気温の変化による材料の伸縮に伴う荷重のこと。材料は気温が上がると膨張し、気温が下がると収縮する。温度応力（おんどおうりょく）ともいう。</p> <p>[か]</p> <p>崖錐（がいすい） 崖や急斜面上の風化岩片が落下して形成された堆積地形のこと。円錐状を呈した地形となる。</p> <p>階段切付（かいだんきりつけ） 山腹工で筋工等を設置するために、斜面を階段状に掘削・整形すること。</p> <p>階段状堰堤群（かいだんじょうえんていくん） 階段状に複数基の砂防堰堤が設置された一連の砂防堰堤のこと。</p> <p>階段幅（かいだんはば） 階段切付を行う際の平らな面の幅のこと。</p> <p>外部保護材（がいぶほござい） 砂防ソイルセメントや土砂等を用いて砂防堰堤等を築造する際に、凍結融解や流下してくる砂礫による摩耗等に対する耐久性を確保するため、構造物の表面に設置する保護材料のこと。一般には、軽量鋼矢板やコンクリートブロックが用いられる。</p> <p>寡雨花崗岩地帯（かうかこうがんちたい） 降雨量が少ない気候、地質が花崗岩に分類される地域のこと。</p> <p>火砕流（かさいりゅう） 噴火によって火口から噴出した高温の火山噴出物が、高速で火山の斜面を流下する現象のこと。</p> <p>火山砂防対策施設配置計画（かざんさぼうたいさくしせつはいちけいかく） 第3章第1節5.2（P.9-3-10）参照。</p> <p>火山泥流（かざんでいりゅう） 火山に堆積した多量の火山砕屑物と水が混ざって、高速で斜面を流下する現象のこと。火砕流の熱等で雪が溶かされて発生するものを「融雪型火山泥流」、火口から直接泥流が流れ下るものを「火口噴出型火山泥流」、降雨に伴うものを「降雨型泥流」（規模が大きくなると土石流）という。</p> <p>河床堆積物流出防止堰堤（かしょうたいせきぶつりゅうしゅつぼうしえんてい） 第4章第3節1.2.3（P.9-4-14）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>河床変動計算（かしようへんどうけいさん） 河川の土砂動態の予測手法の一つとして、自然的・人為的な作用による様々な時間スケールの土砂動態を捉えることを目的とした計算のこと。</p> <p>カットオフ（かとおふ） 砂防堰堤のバイピング対策やコンクリート量削減のため、砂防堰堤底部の下流側を台形状に鉛直方向に延ばした形状、または底部の上流側を台形状に切り欠いた形状とすること。 第4章第3節4.6.2(3)(P.9-4-59～60)参照。</p> <p>含砂率（がんさりつ） 洪水や混流等の流水中に含まれる土砂（砂）の割合のこと。土砂混入率とほぼ同義。</p> <p>拵止量（かんしりょう） 計画生産抑制土砂量のこと。 第1章第2節1.3.6(P.9-1-10)参照。</p> <p>嵌入（かんにゅう） はめ込むこと。また、はまり込むこと。砂防施設の場合、堤体の非越流部及び袖部の画幅を、溪岸の地山に突っ込むこと。</p> <p>岩盤整正（がんばんせいせい） 岩盤面を整えて、浮石等を除去すること。岩盤清掃ともいう。 第4章第3節6.1.2(1)(P.9-4-91)参照。</p> <p>[き]</p> <p>基岩（きがん） 砂防施設の計画地で、土砂等に覆われた地表面（溪床、溪岸）の下部にある岩盤のこと。</p> <p>既設工作物（きせつこうさくぶつ） 既に築造・設置されている構造物のこと。</p> <p>脚部（きゃくぶ） 山のすそやふもとのこと。河床や溪床から斜面に変化する箇所のこと。山脚と同義。</p> <p>吸着容量（きゅうちやくりょうりょう） 吸着（物体中に溶け込んでいる物質が、別の物体の表面にくっつく現象）することのできる容量のこと。</p> <p>狭窄部（きょうさくぶ） 河川や溪流の幅が上下流に比べて狭くなっている箇所。</p> <p>強羽ワイヤネット構造（きょうじんわいやねつこうぞう） 第4章第3節1.5.2(3)(P.9-4-20)参照。</p> <p>巨礫群（きよれきぐん） 溪床に固まって堆積している径の大きな礫や石のこと。</p> <p>[く]</p> <p>区域指定状況調査（くいきしていじょうきょうちようさ） 砂防施設整備に関連する法律（砂防法、急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、地すべり等防止法、自然公園法、森林法、鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）、土砂災害防止法等）によって指定され、行為等が制限された一定範囲の区域やその区域内の状況を調査すること。</p> <p>クイックサンド（くいっくさんど） 砂質の細かい土砂が、浸透水の上昇流の影響で液状に近くなること。またはこの土砂自体のこと。この液状化した土砂が地表面から噴き出す現象を、ボイリングという。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>クラウン（くらうん） アーチ式のダムや砂防堰堤上流面のアーチの頂点のこと。拱頂点ともいう。</p> <p>グリーンカット（ぐりんかっと） 第4章第3節6.1.2 (2) (P.9-4-91) 参照。</p> <p>[け]</p> <p>計画基準点（けいかくききじゆんでん） 水系砂防計画は第1章第2節1.3.3 (P.9-1-7)、土石流対策計画は第1章第2節1.4.3 (P.9-1-15)、流木対策計画は第1章第2節1.5.3 (P.9-1-24) 参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.9 参照。</p> <p>計画生産土砂量（けいかくせいさんどしゃりょう） 第1章第2節1.3.4 (P.9-1-8) 参照。</p> <p>計画生産抑制土砂量（けいかくせいさんよくせいどしゃりょう） 抑止量のこと。第1章第2節1.3.6 (P.9-1-10) 参照。</p> <p>計画堆砂勾配（けいかくたいさこうばい） 土石流・流木対策計画において、土石流発生時に砂防堰堤等の上流側（堆砂敷）で、上砂や流木が一時的に堆積（捕捉）するときの勾配。 第1章第2節1.4.7 (P.9-1-18～19) 参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.40 参照。</p> <p>計画堆積土砂量（けいかくたいせきどしゃりょう） 第1章第2節1.4.8 (P.9-1-19) 参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.49 参照。</p> <p>計画堆積流量（けいかくたいせきりゅうほくりょう） 第1章第2節1.5.8 (P.9-1-27) 参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.50～51 参照。</p> <p>計画堆積量（けいかくたいせきりょう） 計画堆積土砂量と計画堆積流量の和のこと。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.47～48 参照。</p> <p>計画貯砂勾配（けいかくちよさこうばい） 水系砂防計画において砂防堰堤等の上流側（堆砂敷）に土砂が堆積するときの勾配。 第1章第2節1.3.7 (P.9-1-11～12) 参照。</p> <p>計画土石流発生（流出）抑制量（けいかくどせきりゅうはっせい（りゅうしゅつ）よくせいりょう） 第1章第2節1.4.9 (P.9-1-20) 参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.53～54 参照。</p> <p>計画発生（流出）抑制量（けいかくはっせい（りゅうしゅつ）よくせいりょう） 計画土石流発生（流出）抑制量と計画流木発生抑制量の和のこと。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.52 参照。</p> <p>計画捕捉土砂量（けいかくほそくどしゃりょう） 第1章第2節1.4.7 (P.9-1-18～19) 参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.42 参照。</p> <p>計画捕捉流量（けいかくほそくりゅうほくりょう） 第1章第2節1.5.7 (P.9-1-25～27) 参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 (H28.4) P.43～46 参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>計画捕捉量（けいかくほそくりょう） 計画捕捉土砂量と計画捕捉流量の和のこと。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.40～41 参照。</p> <p>計画流下許容土砂量（けいかくりゅうかきよんどしやりょう） 第1章第2節1.4.6（P.9-1-18）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.13 参照。</p> <p>計画流下許容流量（けいかくりゅうかきよくりゅうぼくりょう） 第1章第2節1.5.6（P.9-1-25）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.13 参照。</p> <p>計画流下許容量（けいかくりゅうかきよくりょう） 計画流下許容土砂量と計画流下許容流量の和のこと。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.13 参照。</p> <p>計画流出調節土砂量（けいかくりゅうしゅつちようせつどしやりょう） 調節量のこと。第1章第2節1.3.7（P.9-1-11～12）参照。</p> <p>計画流出土砂量（けいかくりゅうしゅつどしやりょう） 第1章第2節1.4.5（P.9-1-17）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.11、14 参照。</p> <p>計画流出抑制土砂量（けいかくりゅうしゅつよくせいどしやりょう） 貯砂量のこと。第1章第2節1.3.7（P.9-1-11）参照。</p> <p>計画流出流量（けいかくりゅうしゅつりゅうぼくりょう） 第1章第2節1.5.5（P.9-1-24）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.12、20 参照。</p> <p>計画流木発生抑制量（けいかくりゅうぼくはっせいやくせいりょう） 第1章第2節1.5.9（P.9-1-28）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.55 参照。</p> <p>溪岸（けいがん） 溪流（沢）の両側の岸のこと。</p> <p>溪間工事（けいかんこうじ） 溪流等の谷の中で行う砂防事業や治山事業による工事のこと。</p> <p>溪床（けいしょう） 溪流（沢）の底の部分のこと。</p> <p>溪床堆積土砂（けいしょうたいせきどしや） 溪流の溪床部に堆積している土砂のこと。溪床不安定土砂と同義。</p> <p>溪床堆積土砂の容積濃度（けいしょうたいせきどしやのようせきのうど） 溪床部に堆積している土砂の単位容積に占める割合のこと。第4章第2節3.1.1（P.9-4-8）参照。</p> <p>溪床土砂堆積地（けいしょうどしやたいせきち） 溪床部に土砂が堆積している範囲のこと。</p> <p>溪床不安定土砂（けいしょうふあんていどしや） 溪流の溪床部に不安定な状態で堆積している土砂のこと。溪床堆積土砂と同義。</p> <p>溪畔林（けいはんりん） 溪流沿いの森林のこと。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>溪流保全工（けいりゅうほぜんこう） 第3章第1節2.7（P.9-3-6）、第4章第8節1.（P.9-4-129）参照。</p> <p>限界掃流力（げんかいそうりゅうりょく） 土砂が移動し始める掃流力（水の流れが土砂を運ぼうとする力）のこと。</p> <p>現渓床勾配（げんけいしょうこうばい） 現在の渓床部の勾配。 第4章第2節3.1.1（P.9-4-8）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.20～26 参照。</p> <p>減勢工（げんせいこう） 砂防堰堤等を越流して落下する水のエネルギーを弱め、下流の渓床の洗掘等を防ぐため、堰堤直下流に設ける構造物のこと。前庭保護工（副堰堤、木叩き工、水海池等）がこれにあたる。</p> <p>[こ]</p> <p>広域避難地（こういきひなんち） 広範囲にわたる災害が発生した際に、住民が避難する広い場所や建物のこと。</p> <p>広域防災拠点（こういきぼうさいきょてん） 広い範囲に大規模な災害が発生したときに、被災地において救援・救護などの活動の拠点となる施設のこと。</p> <p>鋼管（こうかん） 鋼材を円筒形に整形したもの。透過型砂防堰堤等の鋼管フレームの材料となる。</p> <p>硬岩（こうがん） 岩級区分でA級やB級、又は硬岩ⅠやⅡに分類される硬い岩のこと。 第4章第3節4.6.1（1）（P.9-4-54）、第4章第3節5.1.1（P.9-4-74）参照。</p> <p>交換性陽イオン（こうかんせいやういおん） 第2章第9節3.3.7（1）（P.9-2-39）参照。</p> <p>鋼管フレーム構造（こうかんふれーむこうぞう） 第4章第3節1.5.2（2）及び1.6（P.9-4-20～22）参照。</p> <p>航空レーザー測量（こうくうれーざーそくりょう） 航空機に搭載したレーザーキャナから地上にレーザー光を照射し、地上から反射するレーザー光との時間差より得られる地上までの距離と航空機の位置情報より、地上の標高や地形の形状を調べる測量方法のこと。</p> <p>洪水勾配（こうずいこうばい） 第1章第2節1.3.7（2）（P.9-1-12）参照。</p> <p>洪水波形（こうずいはけい） 横軸に時間、縦軸に流量をとって、洪水時の河川の流量の時間変化を表わした流量ハイドログラフに示される波形のこと。</p> <p>鋼製枠構造（こうせいわくこうぞう） 中に石礫や土砂を詰めた鋼製（形鋼、鋼管）のフレーム（枠）を組み合わせて、砂防堰堤等を築造する構造。</p> <p>コンクリートスリット構造（こんくりーとすりっとこうぞう） 第4章第3節1.5.2（1）（P.9-4-19）参照。</p> <p>根系（こんけい） 植物の地下にある部分の総称のこと。主に根。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>[さ]</p> <p>砂質ローム（さしつろーむ） ローム（砂、シルト、粘土がほぼ等量に混合した土壌）のうち、砂分を多く含む土壌のこと。</p> <p>砂防基本計画（さぼうきほんけいかく） 第1章第2節 1.1～1.2（P.9-1-3～5）参照。 砂防基本計画策定指針（上石流・流木対策編）解説（H28.4）P.4 参照。</p> <p>砂防施設配置計画（さぼうしせつはいちけいかく） 第3章第1節（P.9-3-1）参照。</p> <p>砂防樹林帯（さぼうじゅりんたい） 河川や溪流の中にある樹木の力により、洪水時の土砂の流出防止、また上流から流下してきた土砂の流下防止を目的として、自然を生かして整備される砂防施設のこと。</p> <p>砂防ソイルセメント（さぼうそいるせめんと） 第4章第3節 1.6.2（P.9-4-22～23）参照。</p> <p>砂礫円錐地帯（されきえんすいちたい） 河川や溪流が山脚から平地へ流れ出すところに形成される扇形の堆積地帯のこと。河川等の勾配が急に緩勾配になり、流水の掃流力が急に減少するため、上流から流れてきた土砂が堆積して形成される。扇状地と同義。</p> <p>砂礫型土石流（されきがたどせきりゅう） 先頭部（フロント部）に巨礫が集まって流れ、直進性が強く、先頭部の巨礫による衝撃により大きな破壊力を伴う土石流のこと。 第1章第2節 1.4.10（P.9-1-23）参照。</p> <p>山脚（さんきゃく） 山の裾（すそ）や麓（ふもと）のこと。河床や溪流から斜面に変化する箇所のこと。脚部と同義。</p> <p>山脚固定堰堤（さんきゃくこていえんてい） 第4章第3節 1.2.1（P.9-4-14）参照。</p> <p>三波川南縁帯（さんばがわなんえんたい） 関東山地にはじまり、中央構造線の南側を天竜川流域・紀伊半島・四国を経て九州に至る。結晶片岩からなる地帯のこと。1億～8000万年前の造山運動によって形成したといわれ、群馬県南部の利根川水系の一般河川三波川流域にみられるものが典型的である。</p> <p>山腹（さんぶく） 山頂と麓との間の斜面の部分、斜面の中腹のこと。</p> <p>山腹基礎工（さんぶくきそう） 第3章第1節 2.2.2（1）（P.9-3-3）参照。</p> <p>山腹工（さんぶくこう） 第3章第1節 2.2.2（P.9-3-3～4）、第4章第9節 1（P.9-4-149～150）参照。</p> <p>山腹斜面補強工（さんぶくしゃほきょうこう） 第3章第1節 2.2.2（3）（P.9-3-4）参照。</p> <p>山腹保育工（さんぶくほいくこう） 第3章第1節 2.2.3（P.9-3-4）参照。</p> <p>山腹保全工（さんぶくほぜんこう） 第3章第1節 2.2（P.9-3-2～4）、第4章第9節 1（P.9-4-149～150）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>山腹緑化工（さんぶくりよっかこう） 第3章第1節2.2.2(2)(P.9-3-3)、第4章第9節1(P.9-4-149)参照。</p> <p>サンプリング調査法（さんぷりんぐちようさほう） 第2章第6節2.3.2及び2.3.3(P.9-2-21～23)参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説(H28.4)P.21～22参照。</p> <p>[し]</p> <p>柵工（しがらこう / さくこう） 第4章第9節7.(P.9-4-155)参照。</p> <p>事業効果評価手法（じぎょうこうかひょうかじゆほう） 費用便益分析等により、費用対効果等の事業効果を分析する手法のこと。</p> <p>自主防災組織（じしゆぼうさいせき） 災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のこと。</p> <p>地震時慣性力（じしんじかんせいりょく） 構造物に対し、地震時に働く見掛け上の力のこと。</p> <p>地震時動水圧（じしんじどうすいあつ） 構造物に対し、地震時に流れの向き（水平方向）に作用する水圧のこと。</p> <p>止水壁（しすいへき） 透水性の地盤において、の地下水浸透や流入を遮断するために鉛直方向に設置する壁（構造物）のこと。</p> <p>施設効果量（しせつこうかりょう） 第2章第2節5.2.2～5.2.4(P.9-2-8～9)参照。</p> <p>実播工（じつばんこう） 第4章第9節11.(P.9-4-157)参照。</p> <p>実立積（じつりゆうせき） 体積のこと。</p> <p>清水の対象流量（しみずのたいしゅうりゅうりょう） 合理式によって求められる、土砂が混入していない水（清水）のみの流量のこと。 第4章第2節2.(P.9-4-3～4)参照。 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説(H28.4)P.29参照。</p> <p>重力式（じゅうりょくしき） 砂防堰堤やダム自体の重さで、堆砂土砂の堆砂圧や湛水の水圧を支える（抵抗する）構造型式のこと。</p> <p>縮流（しゅくりゅう） 水が流れる断面積を小さくすること。</p> <p>樹高（じゅこう） 樹木の高さのこと。地面から樹冠（枝葉が広がった部分）の先端までの高さのこと。</p> <p>冗長性（じょうちようせい） 必要最低限のものに加えて、余分や重複がある状態のこと。また、そのような余剰の多さのこと。リダダンシーともいう。</p> <p>植栽工（しよくさいこう） 第4章第9節12.(P.9-4-157)参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>植物群落（しょくぶつぐんらく） 同じ場所と一緒に生育している、ひとまとまりの植物群のこと。</p> <p>植物遷移（しょくぶつせんい） ある場所の植物群落を構成する植物の種類が、時間の経過とともに別の植物群落に移り変わっていくこと。</p> <p>除石（じよせき） 第4章第12節（P.9-4-172）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.74～75 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.61 参照。</p> <p>支流（しりゅう） 二つ以上の河川や溪流が合流しているとき、最も根幹をなす流れから分かれた河川や溪流のこと。支川（しせん）、支溪流（しけいりゅう）ともいう。</p> <p>伸縮継目グラウチング（しんしゅくつぎめぐらうちんぐ） 継目を十分開かせた後に、継目を圧力水で洗浄してグラウトの密着性を良くした上で、セメントミルクを圧力注入してコンクリート構造物の一体化を図る工法のこと。</p> <p>侵食可能断面積（しんしょくかのうだんめんせき） 移動可能渓床堆積土砂の平均断面積のこと。 第2章第5節1.（P.9-2-16～17）、第4章第2節3.2.2（P.9-4-11）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.14～18、32 参照。</p> <p>深層混合処理工法（しんそうこんごうしりこうほう） 軟弱地盤の地表面から、セメント系固化材と水を練り混ぜたセメントミルク等の安定材を専用機械に取り付けられた攪拌翼先端から吐出し、現位置で混合攪拌しながら、掘進と引上げを繰り返すことにより柱状または全面的に地盤を改良する工法のこと。</p> <p>深層崩壊（しんそうほうかい） 山崩れやがけ崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊（厚さ0.5～2.0m程度の表層土が、表層土と基盤層の境界に沿って滑落する比較的規模の小さな崩壊）よりも地中深くで発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象のこと。要因は長時間の降雨や地震等とされる。</p> <p>浸透経路長（しんとうけいろちよう） 構造物の地中部に沿って流れる浸透水の流路の長さ。 第4章第3節5.4（P.9-4-80）参照。</p> <p>振動センサー（しんどうせんさー） 土石流等による振動を検知して、信号を発するセンサーのこと。非接触で繰り返し検知可能。</p> <p>浸透流速（しんとうりゅうそく） 浸透流の流速のこと。</p> <p>[す]</p> <p>水系砂防計画（すいけいさぼうけいかく） 第1章第2節1.3（P.9-1-5～12）参照。</p> <p>水源地域（すいげんちいき） 森林の有する水源の涵養機能（水資源を蓄え、育み、守っている機能）の維持増進を図るため、保全する必要がある地域のこと。</p> <p>水衝部（すいしょうぶ） 河川や溪流の湾曲部などで水の流れが強くなる箇所のこと。浸食や洗掘が発生しやすい。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>水橋池（すいじょくち） 砂防堰堤を越流して落下する水のエネルギーを弱め、下流の浜床の洗掘等を防ぐため、副堰堤の水通し天端高を高くして本堰堤前庭部に常時水が溜まるようにしたプールのこと。ウォータークッションともいう。</p> <p>水勢（すいせい） 洪水や土石流等の水が流れる勢いのこと。</p> <p>水制工（すいせいこう） 第3章第1節3.5（P.9-3-8）、第4章第7節（P.9-4-127～128）参照。</p> <p>水中堆砂単位体積重量（すいちゆうたいさたんたいせきじゅうりょう） 堆砂上砂の空隙率（すきまの割合）を考慮した水中での単位体積重量のこと。 第4章第3節4.3.2（3）及び4.3.3（P.9-4-40、P.9-4-44）参照。</p> <p>水中での土砂の単位体積重量（すいちゆうでのどしゃのすいちゆうたんたいせきじゅうりょう） 浜床堆積上砂の容積濃度を考慮した土石流時における水中での上砂の単位体積重量のこと。 第4章第3節4.3.2（3）及び4.3.3（P.9-4-40、P.9-4-44）参照。</p> <p>水理模型実験（すいりもけいじっけん） 実験水槽内に再現された地形や構造物の模型に波や流れを作用させて、実際の水理現象を解析する実験のこと。</p> <p>スクリーン構造（すくりんこうぞう） 水は通過させて土砂は堆積させるため、間隙幅15～30cmの開口部がある上流壁面材（スクリーン）を設置した不透過型の堰堤構造のこと。治山の谷止工に用いられることが多い。バットレス型、L型、ビーム型に分類される。 第4章第3節1.5（P.9-4-18）参照。</p> <p>筋工（すじこう） 第4章第9節9.（P.9-4-156）参照。</p> <p>砂溜工（すなだまりこう） 流路の一部を拡大して土砂を堆積させる砂防施設のこと。遊砂池工と同じような形状の構造物だが、除石を行うことにより、上砂流出制御機能を見込む場合には、砂溜工と呼ぶ。土石流の常襲地、扇状地、流路工の上流端に設置する機会が多い。土石流対策の場合、土石流分散堆積地に相当する。 第3章第1節3.7（P.9-3-8）参照。</p> <p>スパイラル半管水路（すばいらはんかんずいろ） コルゲートパイプや高密度ポリエチレン管等の波付き管のU字溝形状の水路のこと。</p> <p>[せ]</p> <p>瀬（せ） 河川の中で、流れが速く水深が浅い場所のこと。淵の対義語。</p> <p>生産土砂量（せいさんどしゃりょう） 第1章第2節1.3.4（P.9-1-8）参照。</p> <p>生産土砂量調査（せいさんどしゃりょうちようさ） 第2章第3節2.（P.9-2-10～12）参照。</p> <p>静的平衡勾配（せいてきへいこうはい） 土砂が全く移動せず、河床や浜床に洗掘も堆積も生じない平衡勾配のこと。</p> <p>整備率（せいびりつ） 第1章第2節1.6（P.9-1-28～30）参照。</p> <p>整流（せいりゅう） 流水の乱れを整えること。また、一方向へ流れるようにすること。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>堰上げ型（せきあげがた） 第4章第3節1.3.2（P.9-4-16）参照。</p> <p>積苗工（せきびようこう） 第4章第9節8.（P.9-4-155）参照。</p> <p>節理（せつり） 地層や岩石のなかの割れ目のうち、ずれを伴わない割れ目のこと。特徴的なものに、火成岩に発達する規則的な方状節理、板状節理、柱状節理等がある。</p> <p>セメント系固化材（せめんとけいこかざい） 従来の石灰やセメント等では固化させにくい土質や現場の条件に対応するために開発され、セメントを母材として各種の有効成分を添加した固化材のこと。</p> <p>セメントミルク（せめんとみるく） セメントと水を練り混ぜたもの。水とともに各種の混和材を加えたものも、セメントミルクといわれる。</p> <p>セル構造（せるこうぞう） 鋼製セグメント（直線鋼矢板、鋼板）で構成された鋼製殻の中に、現地発生土砂を中詰める構造の重力式堰堤のこと。不透過型は鋼製セルを連続して、透過型は鋼製セルを一箇一箇独立させ、所定の間隔に配置する。 第4章第3節1.5.2（3）（P.9-4-20）参照。</p> <p>0次谷（ぜろじだに） 第2章第2節1.2（P.9-2-2）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.17 参照。</p> <p>先駆樹種（せんくじゅしゅ） 山火事の跡地や崩壊地等、裸地となった場所に最初に生育する種類の樹木のこと。パイオニア種ともいう。</p> <p>洗掘断面（せんくつだんめん） 溪流等で水の流れによって洗掘を受けた跡がある断面のこと。</p> <p>扇状地（せんじょうち） 河川や溪流が山地から平地へ流れ出すところに形成される扇形の堆積地形のこと。河川等の勾配が急に緩勾配になり、流水の掃流力が急に減少するため、上流から流れてきた土砂が堆積して形成される。砂礫円錐地帯と同義。</p> <p>[そ]</p> <p>ソイルミキサ（そいるみきさ） 安定処理土試験等の試料練混ぜに用いられるミキサーのこと。</p> <p>総合土砂災害対策施設配置計画（そうごうどしやさいがいたいさくしせつはいちけいかく） 第3章第1節6.（P.9-3-11）参照。</p> <p>層状構造（そうじょうこうぞう） 渓床勾配とはほぼ平行に、渓床の堆積土砂が礫の大きさによって層状となっている状態のこと。</p> <p>層流（そうりゅう） 流体が層状になって規則正しく流れること。流体は層状に流れるため、互いに混ざり合うことはない。</p> <p>掃流区間（そうりゅうくかん） 土砂の流出が流水によって各個運搬の状態で行われる区間のこと。 第1章第2節1.4.3（P.9-1-16）、第2章第2節1.3（P.9-2-3）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.9 参照。</p> <p>掃流砂（そうりゅうさ） 流水の掃流力によって河床付近を移動する比較的重量のある砂礫のこと。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>掃流的運搬区域（そうりゆうてきうんぱんくいき） 第2章第3節2.2（P.9-2-11）参照。</p> <p>塑性変形（そせいへんけい） 外力の大きさが弾性限界を超えた場合に生じる変形で、物体に外力を加えて変形させ、その後外力を取り去っても残る変形のこと。</p> <p>粗石コンクリート（そせきこんくりーと） 粗石（大きな石）を混ぜたコンクリートのこと。砂防堰堤等の材料として昔は多く使用されていた。</p> <p>粗朶（そだ） 直径数 cm 程度の細い木の枝を集めて束状にした資材のこと。</p> <p>粗朶暗渠工（そだあんきょうこう） 第4章第9節6.（P.9-4-154）参照。</p> <p>袖（そで） 砂防堰堤等の水通し左右、かつ水通し天端より上部の非越流部のこと。兩岸の地山への嵌入について述べる場合は、非越流部の堤体も含む。袖部（そでぶ）ともいう。 第4章第1節2.2（P.9-4-1）、第4章第3節4.8（P.9-4-63～72）参照。</p> <p>袖折れ（そでおれ） 砂防堰堤等の非越流部堤体及び袖部を、上流側へ折る（曲げる）こと。 第4章第3節4.8.4（P.9-4-72）参照。</p> <p>袖小口（そでこぐち） 水通し側面の勾配が付いた部分のこと。 第4章第3節3.2.2（P.9-4-31）参照。 上石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.18 参照。</p> <p>袖天端（そでてんぱ） 袖部の上面にあたる部分のこと。 第4章第1節2.2（P.9-4-1）、第4章第3節4.8.1（P.9-4-63）参照。 上石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.19 参照。</p> <p>ソフト対策（そふとたいさく） ハザードマップの作成や警戒避難体制の整備、土地利用の規制等により、洪水や上石流等による外力が発生しても人的な被害の発生を防止したり、物理的な被害を軽減する対策のこと。 第2章第7節2.（P.9-2-30）参照。</p> <p>[た]</p> <p>大暗渠構造（だいたんきょう こうぞう） 第4章第3節1.5（P.9-4-18～20）参照。</p> <p>堆砂（たいさ） 砂防堰堤等の上流側に土砂等が堆積すること。</p> <p>堆砂影響範囲（たいさいえいきょうはんい） 平常時堆砂勾配や計画堆砂勾配によって堆積する土砂（堆砂）の影響が及ぶ範囲のこと。</p> <p>堆砂空隙率（たいさくうけきりつ） 砂防堰堤等の上流側に堆積している土砂の空隙（すきま）の割合のこと。 第4章第3節4.3.2（3）及び4.3.3（P.9-4-40、P.9-4-44）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>堆砂勾配（たいさこうばい） 砂防堰堤等の上流側（堆砂敷）に土砂や流木が堆積するときの勾配。 第1章第2節1.3.7及び1.4.7（P.9-1-11～12、P.9-1-18～19）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.40 参照。</p> <p>堆砂敷（たいさしき） 砂防堰堤等の上流側で土砂や流木が堆積する範囲。</p> <p>堆砂見掛単位体積重量（たいさみかけたんいたいせきじゅうりょう） 砂防堰堤等の上流側に堆積している土砂の空隙（すきま）を考慮した堆砂土砂の見掛けの単位体積重量のこと。 第4章第3節4.3.3（P.9-4-44）参照。</p> <p>堆積工（たいせきこう） 第3章第1節3.7（P.9-3-8）参照。</p> <p>多雨火山堆積物地帯（たうかざんたいせきぶつちたい） 降雨量が多い気候で、地質が火山性堆積物に分類される地域のこと。</p> <p>多雨三・四紀層地帯（たうさん・よんきそうちたい） 降雨量が多い気候で、地質時代が第三紀・第四紀に区分される地域のこと。</p> <p>多雨破砕帯（たうはさいたい） 降雨量が多い気候で、破砕帯（断層運動により、地層あるいは岩石が粉々に砕かれた部分が一定の幅・一定の方向に延びている地帯）に区分される地域のこと。</p> <p>多雪三・四紀層地帯（たせきさん・よんきそうちたい） 降雪が多い気候で、地質時代が第三紀・第四紀に区分される地域のこと。</p> <p>縦侵食（たてしんしょく） 溪流等の浸床部が、流水等によって下方向（深さ方向）、縦断方向に侵食されること。</p> <p>谷止工（たにどめこう） 溪流等に設置される砂防堰堤とほぼ同じ形状をした構造物のこと。主として、山脚の固定（横侵食防止）や縦侵食防止等、溪流等に接する地山斜面や森林の維持を目的に設置される。 第4章第9節2.（P.9-4-150）参照。</p> <p>段上がり（だんあがり） ダムや堰等に設置される河床洗堀を防止するための減勢工の一種。ダム等の下流の流れの勢いを弱めるために設置された突起物のこと。</p> <p>段丘地形（だんきゅうちけい） 河川や溪流、海岸沿いに見られる、平らな面（段丘面）と急な崖（段丘崖）からなる階段状の地形のこと。河川や溪流沿いに形成されるものを、河岸段丘という。</p> <p>湛水（たんすい） 水田やダム等に、水をいっぱいに満ちたたえること。また、たたえた水のこと。</p> <p>弾性波探査（だんせいいはたんさ） 岩石の動弾性的性質の差異によって弾性波の伝播速度が異なることを利用して、地下に分布する地層を速度によって判別する調査（探査）手法のこと。 探査測線沿いの地表で発破等によって弾性波を発生させ、地中の速度層の境界で屈折して戻ってきた屈折波を地表の測定装置で観測し、得られた観測記録から各速度層の層厚や弾性波速度等の地下の速度層構造を求め、調査結果として速度層（地層）断面図等を作成するもの。</p> <p>単木材積（たんもくざいせき） 立木や倒木の樹高と胸高直径（人間の胸の高さ（≒1.2m）の直径）を測定し、樹高と胸高直径、胸高係数からなる式で計算して求めた立木1本当りの体積のこと。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>[ち]</p> <p>地域防災拠点（ちいきぼうさいきてん） 防災活動拠点（本部施設や応急復旧活動の拠点）のことで、大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害対応、防災活動の拠点となる施設。広義には避難地や防災倉庫、救援物資集積所、応急復旧活動の拠点、防災活動の本部施設も含む。</p> <p>地域防災計画（ちいきぼうさいけいかく） 災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長（知事や市町村長）が、それぞれの自治体の防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のこと。</p> <p>地形量（ちけいりょう） 標高や傾斜、曲率、面積、体積、方位、起伏量等、長さや面積等、定量化できる地形の形態要素のこと。</p> <p>治山施設（ちさんしせつ） 治山事業により、主として荒廃した林地を復旧し、有用な森林を造成することを目的に整備される人工的な施設や構造物のこと。長野県では林務部、国では林野庁によって整備される。</p> <p>地質調査ボーリング（ちしつちようさぼーりんぐ） ボーリングとは地面に細い孔を深くあけていくことであり、調査ボーリングとは地面に円筒形状の孔をあけて掘り進み、地盤の状況や地層境界の深度等を調べる調査手法のこと。深さ1mごとに行う標準貫入試験や、上のサンプル（コア）を採取して観察することで、地質や地層を調査する。一般にはボーリング調査と呼ぶ。</p> <p>治水上砂防（ちすいじょうさぼう） 砂防法第二条には、「砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ“治水上砂防”ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地」を砂防指定地として指定すると規定されており、この条文の治水上砂防を指す。 端的に述べると、降水や流水等による土砂の生産を抑制し、流送（流出）土砂を停止・調節することにより災害を防止すること。</p> <p>チップ処理（ちっぴんぐしより） 既設コンクリート構造物や長期開放したコンクリートに新しいコンクリートを打ち継ぐ際、新旧コンクリートの一体性を向上させるため、打継面をチップ処理ハンマー等で削ったり、剥がしたりしてコンクリートの表面に凹凸が出るように粗く仕上げる処理のこと。</p> <p>中硬岩（ちゅうこうがん） 岩級区分でC₁₁～C₁₃級に分類される硬岩ほどではない硬い岩のこと。 第4章第3節4.6.1(1)(P.9-4-54)、第4章第3節5.1.1(P.9-4-74)参照。</p> <p>中層混合処理工法（ちゅうそうこんごうしりこうほう） 表層混合処理工法と深層混合処理工法の間中に位置する工法で、軟弱地盤の地表面から主にバックホウに攪拌混合装置を取り付けた機械を用いて、セメント系のスラリーと原位置土を機械攪拌することによって全面的に地盤を改良する工法のこと。改良深さによっては、深層混合処理工法で対応可能な場合もある。</p> <p>長期放置リフト（ちようきほうちりふとめんしより） 第4章第3節6.1.2(3)(P.9-4-91)参照。</p> <p>跳水（ちようすい） 流速の速い流れ（射流）が、勾配変化や障害物や抵抗によって流速の遅い流れ（常流）に変わるとき、その境界面で渦を伴って水深が急激に増大する現象のこと。</p> <p>調節量（ちようせつりょう） 計画流出調節土砂量のこと。第1章第2節1.3.7(P.9-1-11～12)参照。</p> <p>貯砂量（ちようさりょう） 計画流出抑制土砂量のこと。第1章第2節1.3.7(P.9-1-11)参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>[て]</p> <p>低水路（ていすいろ） 復断面の河川や水路の中で、一段低くなっている部分で通常時に水が流れる部分のこと、河川では低水路に対し、一段高い部分を高水敷という。</p> <p>堤長（ていちょう） 砂防堰堤や床固工等の横断構造物における、袖部を含む堤体の横断方向の長さ。砂防堰堤では堰堤長という。 第4章第1節2.2（P.9-4-1）参照。</p> <p>泥流型土石流（でいりゅうがたどせきりゅう） 砂礫型土石流に対し、先頭部（フロント部）に集中する巨礫は少ないが、細粒分の土砂を多く含む土石流のこと。火山噴出物の堆積地域や第三紀層の比較的脆弱な地質の地域で発生する場合が多く、砂礫型土石流よりも勾配の緩い範囲まで流下するおそれがある。 第1章第2節1.4.10（P.9-1-23）参照。</p> <p>テレメータ雨量計（てれめーたうりょうけい） 遠隔地で自動観測されたデータを、無線等によって監視局へ送っている雨量計のこと。</p> <p>電気探査（でんきたんさ） 地盤に電流を流して電流の流れ方の違いを測定し、地下水の有無、地層構成、地すべり面の形状、地山状況、地下空洞等を把握する調査（探査）手法のこと。</p> <p>天然ダム（てんねんだむ） 上砂等によって河川や溪流が閉塞される（堰き止められる）ことにより形成された地形のこと。また、閉塞により上流側に大規模な水たまり（湛水）が形成されること。 第2章第7節1.（P.9-2-26）参照。</p> <p>[と]</p> <p>透過型砂防堰堤（とうかがたさぼうえんてい） 第3章第2節3.1.1（P.9-3-13～14）、第4章第3節1.3.2（P.9-4-16）、第4章第3節1.5.2（P.9-4-19～20）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.60～62 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.22～34 参照。</p> <p>透過部断面（とうかぶだんめん） 第4章第3節4.5.5（P.9-4-50）参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.30～31 参照。</p> <p>透水試験（とうすいしけん） ボーリングの孔の先端に地下水が流入できる試験区間を設け、孔内の水位を人工的に変動させてその後の水位変化を測定し、このときの時間と地下水位から地盤の透水係数を求める試験のこと。</p> <p>動的平衡勾配（どうてきへいこうこうばい） 移動している上砂の量がほぼ等しく、均衡状態にある勾配のこと。</p> <p>導流工（どうりゅうこう） 第3章第1節3.9（P.9-3-9）参照。</p> <p>導流堤（どうりゅうてい） 泥流や土石流の流れる方向を制御し、安全な場所まで流下させて上砂の氾濫を防ぐための堤防のこと。土石流対策の場合、土石流導流堤という。 第3章第1節3.9（P.9-3-9）、第4章第1節3.（P.9-4-165）参照。</p> <p>とくしゃ地（とくしゃち） 第3章第1節2.2（P.9-3-2）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>特定開発行為（とくていかいはつこうい） 土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で、住宅地の分譲、社会福祉施設、学校、医療施設等を建築するために行う、土地の区画形質の変更のこと。</p> <p>土懸濁液（どけんたくえき） 土の粒子を含んだ濁水。</p> <p>床固工（とこがためこう） 第3章第1節2.4（P.9-3-5）、第4章第3節（P.9-4-116～123）参照。</p> <p>床固工群（とこがためこうぐん） 階段状に複数基の床固工が設置された一連の床固工のこと。</p> <p>都市山麓グリーンベルト施設配置計画（としさんろくぐりんべるとしせつはいちけいかく） 第3章第1節6.2（P.9-3-11）参照。</p> <p>都市山麓グリーンベルト整備計画（としさんろくぐりんべるとせいびけいかく） 第1章第2節2.3（P.9-1-35～36）参照。</p> <p>土砂混入率（どしゃこんにゅうりつ） 上石流や洪水、泥流等の流水の中に含まれる土砂の割合のこと。</p> <p>土砂災害危険箇所（どしゃさいがいきけんかしよ） 警戒避難体制を構築し土砂災害による被害を防止するため、建設省砂防課長通達（昭和41年10月14日）を受けて実施した調査で判明した、土砂災害が発生するおそれのある箇所のこと。 土石流危険渓流（土石流による被害の発生するおそれのある渓流）、地すべり危険箇所（地すべりによる被害の発生するおそれのある箇所）、急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れにより被害のおそれのある箇所）の総称であり、法律に基づき指定される区域とは異なる。</p> <p>土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかいいき） 土砂災害防止法に基づき、都道府県知事が指定する区域であり、土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。災害情報の伝達や避難が早くできるように区市町村により警戒避難体制の整備が図られる。 上石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、それぞれの土砂災害について指定されており、区域図等の表示色から、イエローゾーンとも呼ばれる。</p> <p>土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう） 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報のこと。都道府県と気象庁が共同で発表しており、避難が必要な警戒レベル4に相当する。</p> <p>土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいとくべつけいかいいき） 土砂災害防止法に基づき、都道府県知事が指定する区域であり、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。区域内では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられる。 土砂災害警戒区域同様、上石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、それぞれの土砂災害について指定されており、区域図等の表示色から、レッドゾーンとも呼ばれる。</p> <p>土砂災害ハザードマップ（どしゃさいがいはいざーどまっぷ） 都道府県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地区について、市町村が地区単位を基本に作成する防災マップのこと。 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置や範囲、避難場所、避難経路等に関する情報が記載されている。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>土砂災害防止法（どしゃさいがいぼうしほう） 正式名称を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といい、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地抑制、既存住宅移転促進などの対策を推進しようとする法律のこと。平成11年6月29日に発生した豪雨災害を契機に、平成13年4月から施行された。</p> <p>土砂収支（どしゃしゅうし） 流域内の区間や区域において発生（流出）する土砂量、計画基準点や補助基準点まで流下（流出）する土砂量、砂防施設等で捕捉・抑制・堆積する土砂量、基準点や砂防施設から下流に流出する土砂量をそれぞれ算出し、上流から収支計算を行うことで算出される計画流出土砂量の総和のこと。土砂整備率の算出の基本となる。</p> <p>土砂生産（どしゃせいさん） 降雨等による山腹の崩壊、地すべり、溪床や溪岸の侵食等により、河川や溪流が荒廃し、下流に対して有害な土砂が生産されること。</p> <p>土砂生産抑制計画（どしゃせいさんよくせいけいかく） 第1章第2節1.3.6（P.9-1-10）参照。</p> <p>土砂生産抑制施設配置計画（どしゃせいさんよくせいせつはいちけいかく） 第3章第1節2.（P.9-3-2～6）参照。</p> <p>土砂濃度（どしゃのうど） 泥流や土石流中に含まれる巨礫や土砂の割合のこと。土石濃度、土砂容積濃度とほぼ同義。</p> <p>土砂の単位体積重量（どしゃのたんいたいせきじゅうりょう） 溪床堆積土砂の容積濃度を考慮した土石流時における土砂の単位体積重量のこと。 第4章第3節4.3.3（P.9-4-44）参照。</p> <p>土砂ハネ（どしゃはね） 水制工によって、河岸・溪岸に寄った土砂や土砂を含む流水を流れの中心に戻そうとすること。</p> <p>土砂容積濃度（どしゃようせきのうど） 泥流や土石流中に含まれる巨礫や土砂の割合のこと。土石濃度、土砂濃度とほぼ同義。</p> <p>土砂流出制御機能（どしゃりゅうしゅつせいぎよきのう） 砂防施設による土砂の流送（流出）を制御するための機能。</p> <p>土砂流送（どしゃりゅうそう） 下流に対して有害な土砂が、流水によって流送（流出）すること。</p> <p>土砂流送制御計画（どしゃりゅうそうせいぎよけいかく） 第1章第2節1.3.7（P.9-1-11～12）参照。</p> <p>土砂流送制御施設配置計画（どしゃりゅうそうせいぎよせつはいちけいかく） 第3章第1節3.（P.9-3-7～9）参照。</p> <p>土砂・流木処理計画（どしゃ・りゅうぼくしゅりけいかく） 土石流・流木対策計画における土石流・流木処理計画のこと。水系砂防計画では、土砂・流木処理計画のこと。 第1章第2節1.3.5（P.9-1-8～9）、第1章第2節1.4.4（P.9-1-16）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.38～39参照。</p> <p>土壌緊縛力（どじょうきんばくりょく） 木の根が周り土を縛りつけ維持する力のこと。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>土石流緩衝樹林帯（どせきりゆうかんしょうじゅりんたい） 第3章第2節3.5（P.9-3-19）、第4章第1節2.（P.9-4-164～165）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.72 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.58 参照。</p> <p>土石流総流量（どせきりゆうそうりゅうりょう） 溪床堆積土砂の容積濃度と土石流濃度を考慮した1波の土石流により流出すると想定される土砂量 第4章第3節3.1.1（P.9-4-8）参照。</p> <p>土石流対策堰堤（どせきりゆうたいさくえんてい） 第4章第3節1.2.4（P.9-4-15）参照。</p> <p>土石流堆積区間（どせきりゆうたいせきかん） 第1章第2節1.4.3（P.9-1-16）、第2章第2節1.3（P.9-2-3）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.9 参照。</p> <p>土石流堆積工（どせきりゆうたいせきこう） 第3章第2節3.4（P.9-3-18）、第4章第1節0節2.（P.9-4-160～161）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.70 参照。</p> <p>土石流堆積流路（どせきりゆうたいせきりゅうろ） 土石流堆積工の一種。 第3章第2節3.4.2（P.9-3-18）、第4章第1節0節2.2（P.9-4-161）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.71 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.56 参照。</p> <p>土石流中の砂礫の単位体積重量（どせきりゆうちゅうのされきのたんいたいせきじゅうりょう） 土石流の単位体積重量から流水の単位体積重量を差し引いた、土石流に含まれる砂礫分の単位体積重量のこと。 第4章第3節4.3.3（P.9-4-44）参照。</p> <p>土石流的運搬区域（どせきりゆうてきょうんぱんくいき） 第2章第3節2.2（P.9-2-11）参照。</p> <p>土石流導流工（どせきりゆうどうりゅうこう） 第3章第2節3.3（P.9-3-17）、第4章第1節1.（P.9-4-162～164）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.69 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.47～51 参照。</p> <p>土石流対策計画（どせきりゆうどうりゅうこうたいさくけいかく） 第1章第2節1.4（P.9-1-13～23）参照。</p> <p>土石流導流堤（どせきりゆうどうりゅうてい） 土石流の流れる方向を制御し、安全な場所まで流下させて土石流の氾濫を防ぐための堤防のこと。 第4章第1節3.（P.9-4-165）参照。</p> <p>土石流濃度（どせきりゆうのうど） 土石流中に含まれる径の大きい巨礫等の割合のこと。 第4章第2節3.1.2（P.9-4-8）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.25～26 参照。</p> <p>土石流の単位体積重量（どせきりゆうのたんいたいせきじゅうりょう） 土石流濃度を考慮した土石流の単位体積重量。 第4章第2節3.3（P.9-4-12）、第4章第3節4.3.3（P.9-4-44）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.33 参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>土石流発生区間（どせきりゅうはっせいくかん） 第1章第2節1.4.3（P.9-1-16）、第2章第2節1.3（P.9-2-3）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.9 参照。</p> <p>土石流ピーク流量（どせきりゅうびーくりゅうりょう） 計画規模の土石流が計画基準点（砂防施設配置位置等）を通過する際の流量の最大値のこと。 第4章第2節3.1.2（P.9-4-8）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.13、25～26 参照。</p> <p>土石流フロント部（どせきりゅうふろんとぶ） 土石流の先頭部のこと。フロント部も同義。</p> <p>土石流分散堆積地（どせきりゅうぶんさんたいせきち） 土石流堆積工の一種。 第3章第2節3.4.1（P.9-3-18）、第4章第10節2.1（P.9-4-160～161）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.70 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.52～55 参照。</p> <p>土石流流下区間（どせきりゅうりゅうかくかん） 第1章第2節1.4.3（P.9-1-16）、第2章第2節1.3（P.9-2-3）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.9 参照。</p> <p>土石流流向制御工（どせきりゅうりゅうこうせいぎょこう） 第3章第2節3.6（P.9-3-19）、第4章第11節3.（P.9-4-165～166）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.73 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.59～60 参照。</p> <p>土石流流体力（どせきりゅうりゅうたいりょく） 土石流が流下する際に持っている力のこと。 第4章第2節3.4（P.9-4-12）、第4章第3節4.3.2（8）（P.9-4-43）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.34 参照。</p> <p>土石流・流木対策施設（どせきりゅう・りゅうぼくたいさくしせつ） 第3章第2節2.及び3.（P.9-3-12～19）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.57～58 参照。</p> <p>土石流・流木発生抑制山腹工（どせきりゅう・りゅうぼくはっせいせいぎよさんぶくこう） 第3章第2節3.2.1（P.9-3-16）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.67 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.45 参照。</p> <p>土石流・流木捕捉工（どせきりゅう・りゅうぼくほそくこう） 第3章第2節3.1（P.9-3-13）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.57～59 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.3～4 参照。</p> <p>土石流ロープ（どせきりゅうろーぷ） 土石流が流下・堆積した後に、舌のような形で土砂が堆積している範囲のこと。</p> <p>土地利用規制（とちりようきせい） 所有者の土地利用に対し、法律等により制限をかけること。</p> <p>土地利用計画（とちりようけいかく） 国土利用計画法第9条に基づき、個別の規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的な見地に立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定める計画のこと。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>ドラグライン掘浚機（どらぐらいんほりしゅんせつ） 機体から伸ばしたブームの先に吊るしたバケットを振り子のように前方に投げ、引き寄せながら土砂をすくう仕組みのドラグラインという土工用掘削機を用いて、浚渫すること。</p> <p>取合工（とりあいう） 第4章第3節5.8（P.9-4-88～89）参照。</p> <p>[な]</p> <p>軟岩（なんがん） 岩級区分でC_{II}～D級に分類される比較的軟らかい岩のこと。 第4章第3節4.6.1（I）（P.9-4-54）、第4章第3節5.1.1（P.9-4-74）参照。</p> <p>[ね]</p> <p>粘土質ローム（ねんどしつろーむ） ローム（砂、シルト、粘土がほぼ等量に混合した土壌）のうち、土壌区分の一つ。粘性質の高い土壌であり、シルト及び粘土を25～40%程度含む土壌のこと。</p> <p>[の]</p> <p>のり切工（のりきりこう） 第4章第9節3.（P.9-4-153）参照。</p> <p>ノンコア（のんこあ） ボーリング調査で、コア（地質のサンプル）を採取しない方法のこと。</p> <p>[は]</p> <p>ハード対策（はーどたいさく） 構造物により洪水や土石流等による外力を制御し、災害を防止・軽減する対策のこと。 第2章第7節1.3.5（P.9-2-29）参照。</p> <p>パイピング（ばいびんぐ） 上中の浸透水により土粒子が移動・流出して、上中に水みちができる現象のこと。</p> <p>発生流量（はっせいりゅうぼくりょう） 第2章第6節2.（P.9-2-20～24）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.20～24参照。</p> <p>発生流量調査（はっせいりゅうぼくりょうちょうさ） 第2章第6節2.及び3.（P.9-2-20～25）参照。</p> <p>バツルピア（ばつふるびあ） ダムや堰等に設置される河床洗堀を防止するための減勢工の一種。ダム等の下流の流れの勢いを弱めるために設置された台形状等の突起物のこと。</p> <p>氾濫区域（はんらんくいき） 洪水や土石流によって河川や溪流の流水が堤防を越えたり、護岸から溢れ出たりすること。</p> <p>[ひ]</p> <p>引き抜き支圧（ひきぬきしあつ） 引き抜く力が作用したときに、物体に対して部分的（局所的）に圧縮する力が作用すること。</p> <p>引き抜きせん断（ひきぬきせんだん） 引き抜く力が作用したときに、引き抜く方向と平行方向にずれさせようとする力が作用すること。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>微地形（びちけい） 縮尺の大きい地形図では表現できない、侵食や堆積等に起因する小規模で微細な起伏の地形のこと。</p> <p>標準貫入試験（ひょうじゅんかんにゆうしけん） 深さ1mごとにハンマー（おもり）を75cmの高さから自由落下させて、中空のサンブラーを土中に30cm貫入させるのに要する打撃回数を測定し、N値（地盤の硬さ（強度、安定性）を推定する目安となる値）を計測するとともに、試料（コア）を採取する試験のこと。地質調査ボーリングを行う際に行う。</p> <p>表層崩壊（ひょうそうほうかい） 山崩れや崖崩れなどの斜面崩壊のうち、厚さ0.5～2.0m程度の表層土が、表層土と基盤層の境界に沿って滑落する比較的規模の小さな崩壊のこと。</p> <p>病虫害（びょうちゅうがい） 樹木や農作物が病気に罹ったり、害虫に侵されたりして被害を受けること。</p> <p>比流出土砂量（ひりゅうしゅつどしやりょう） 計画流出土砂量を流域面積1km²あたりに換算した土砂量のこと。</p> <p>[ふ]</p> <p>封緘養生（ふうかんようじょう） 供試体の養生を、コンクリート表面からの水分の出入りが無い状態に保って行うこと。</p> <p>フェイルセーフ（ふえいるせーふ） 信頼性設計の一つで、構造物や機器等に損傷や故障が生じた場合でも、それが波及して機能を失ったり事故に発展したりすることのないよう、安全側に機能するように設計する設計思想のこと。</p> <p>副堰堤（ふくえんてい） 第4章第1節2.2（P.9-4-1）参照。</p> <p>部材純間隔（ぶざいじゅんかんかく） 土石流区間に設置する透過型又は部分透過型砂防堰堤については、第4章第3節4.5.5（P.9-4-50）、掃流区間に設置する流木捕捉工については、第4章第1節4.2.2（P.9-4-168～170）参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.30～31、71～72参照。</p> <p>腐植（ふしよく） 土壌中の微生物の活動により、動植物の遺体が分解・変質した物質の総称であり、広義には単に土壌有機物のこと。 第2章第9節3.3.7（3）（P.9-2-39）参照。</p> <p>伏工（ふせこう） 第4章第9節10.（P.9-4-156～157）参照。</p> <p>賦存（ふぞん） ある資源について、理論上は潜在的に存在していると算定されていること。砂防では、砂防ゾイルセメントの現地発生材の量や割合について、使用されることが多い。</p> <p>瀬（ふち） 河川の流水が緩やかで深みのある場所のこと。川の深み、淀みともいう。瀬の対義語。</p> <p>付着応力度（ふちゃくおうりょくど） 付着力（鉄筋コンクリート等の複合材料の間に生じる抵抗性の状態や性質）が作用する時に、それぞれの材料の内部に生じる抵抗する力のこと。</p> <p>不透透型砂防堰堤（ふとうかたさぼうえんてい） 第3章第2節3.1.1（P.9-3-13～14）、第4章第3節1.3.2及び1.5.1（P.9-4-16、P.9-4-19.）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.60～62参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.5～21参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>部分透過型砂防堰堤（ぶぶんとうかがたさぼうえんてい） 第3章第2節3.1.1（P.9-3-13～14）、第4章第3節1.3.2及び1.5.3（P.9-4-16、P.9-4-20）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.60～62 参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.35～43 参照。</p> <p>フミン酸（ふみんさん） 第2章第9節3.3.7（3）（P.9-2-39）参照。</p> <p>フルボ酸（ふるぼさん） 第2章第9節3.3.7（3）（P.9-2-39）参照。</p> <p>分水嶺（ぶんすいれい） 流域の境目のこと。山では尾根がこれにあたる。</p> <p>[へ]</p> <p>平均雨量強度（へいきんりょうきょうど） 瞬間的な雨の強さを1時間あたりに換算した雨量のこと。 第4章第2節2.1.2（3）（P.9-4-5）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.29 参照。</p> <p>平均溪床幅（へいきんけいしょうはば） 上流発生（流下）時に、上流によって侵食が予想される平均的な溪床幅のこと。</p> <p>平均流下幅（へいきんりゅうかはば） 上流が流下する時の平均的な流れの幅のこと。平均溪床幅と同等として扱う。</p> <p>平衡濃度式（へいこうのうどしき） 河床や溪床が平衡状態（土砂等が移動せずに変動が生じていない状態）にあるとしたときの、土石流中の巨礫等の濃度を表した式のこと。 第4章第2節3.1.2（P.9-4-8）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.25～26 参照。</p> <p>平常時堆砂勾配（へいじょうじたいさこうばい） 土石流対策計画において、不透過型砂防堰堤又は部分透過型砂防堰堤の不透過部の上流側（堆砂敷）に、土砂が堆積するときの勾配。 第1章第2節1.3.7（P.9-1-11～12）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.40 参照。</p> <p>閉塞型（へいそくがけた） 第4章第3節1.3.2（P.9-4-16）参照。</p> <p>ペーパーロケーション（ペーパーローション） 縦断測量や横断測量を行わずに、等高線の入った地形平面図から縦断面や横断面を作図すること。ペーロケと略して呼ぶことが多い。地図等の紙の資料を用いて設計や調査等を行うことを意味する言葉のため、このように呼ぶ。</p> <p>[ほ]</p> <p>崩壊可能土砂量（ほうかいかのうどしゃりょう） 0 次谷の溪流、又は緩やかな集水地形の山腹の溪床部に堆積し、上流流によって流出するおそれのある土砂量のこと。 第2章第5節1.2（P.9-2-17～18）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.17～18 参照。</p> <p>崩壊可能土砂量調査（ほうかいかのうどしゃりょうちょうさ） 崩壊可能土砂量を把握・推定するために行う調査のこと。 第2章第5節1.2（P.9-2-17～18）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>崩壊抵抗力（ほうかいていこうりょく） 崩壊する力（滑動力）を食い止めようとする力のこと。</p> <p>防災行政無線（ぼうさいぎょうせいむせん） 緊急時には気象情報や災害情報等の確かつ迅速な発信・伝達を行い、平常時には行政からのお知らせ等の一般行政事務に使用することができる無線局のこと。</p> <p>防災ボランティア（ぼうさいぼらんていあ） 災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行なう応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人や団体のこと。</p> <p>防錆処理（ぼうせいしりょ） 鋼材の錆（サビ）の発生を防ぎ、腐食による劣化や破壊を防ぐための処理のこと。防食処理ともいう。</p> <p>母材（ぼざい） コンクリート等の主要材料のこと。コンクリートではセメント、砂防ソイルセメントでは現地発生土砂のこと。</p> <p>補助基準点（ほじょきじゅんてん） 水系砂防計画は第1章第2節1.3.3（P.9-1-7）、上石流対策計画は第1章第2節1.4.3（P.9-1-15）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.9 参照。</p> <p>保全対象（ほぜんたいしりょう） 土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域内にある人家、工場、旅館、社寺、公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）、農地等、土砂災害により被害を受けるおそれのある施設のこと。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.7 参照。</p> <p>掘り込み方式（ほりこみほうしき） 河川等の護岸の天端や水位を、背後地の地盤高と同高以下にすること。</p> <p>本流（ほんりゅう） 二つ以上の河川や溪流が合流しているとき、最も根幹をなす流れのこと。本川（ほんせん）、主流（しゅりゅう）、主溪流（しゅけいりゅう）ともいう。</p> <p>[ま]</p> <p>前庭部（まえにわぶ / ぜんていぶ） 砂防堰堤等の直下流で、水通しを越流した流水が落下する部分のこと。</p> <p>前庭保護工（まえにわごこう / ぜんていほごこう） 前庭部の河床洗堀を防止するとともに、砂防堰堤の基礎部の洗堀を防止するために設けられる構造物のこと。 第4章第1節2.2（P.9-4-1）、第4章第3節5.1（P.9-4-73）参照。</p> <p>満砂（まんさ） 砂防堰堤等の上流側（堆砂側）で、水通し天端まで土砂が堆積した状態のこと。 第4章第3節1.4.1（P.9-4-17）参照。</p> <p>[み]</p> <p>御荷鉢緑色岩類（みかぶりよくしよくがんるい） 関東山地の御荷鉢山周辺をはじめ、三波川変成帯と秩父帯中・古生層との境界に沿って、断続的に分布する玄武岩質火山岩類のこと。主に塊状溶岩、枕状溶岩やこれの破碎したもの、及び凝灰岩等からなり、斑レイ岩、粗粒玄武岩を多く含む。</p> <p>水叩き（みずたたき） 第4章第1節2.2（P.9-4-1）、第4章第3節5.4（P.9-4-80）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>水通し（みずとおし） 砂防堰堤等の上部に台形状に切り込みが入った部分のこと。満砂した不透過型砂防堰堤や計画捕捉容量が満杯になった透過型・部分透過型砂防堰堤では、流水はこの部分を越えて下流に流れ出る。 第4章第1節2.2及び3.2（P.9-4-1、P-9-4-27）参照。 上石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.10、29参照。</p> <p>水通し高（みずとおしだか） 砂防堰堤等の上部に台形状に切り込みが入った部分（水通し）の高さのこと。 第4章第1節3.2（P-9-4-27）参照。</p> <p>水通し天端（みずとおしてんぱ） 砂防堰堤等の上部に台形状に切り込みが入った部分（水通し）の底面のこと。砂防堰堤等の高さは、床付面からこの高さまでを表す。 第4章第1節2.2（P.9-4-1）参照。</p> <p>水ハネ（みずはね） 水制工によって、河岸・溪岸に寄った流水を流れの中心に戻そうとすること。</p> <p>[む]</p> <p>無機塩類（むきえんるい） 無機酸の水素原子を金属で置換した無機化合物（塩化ナトリウム、ミネラル等）のこと。</p> <p>むしろ（むしろ） わら等を編んで作った簡素な敷物のこと。</p> <p>無人化施工（むじんかせこう） 災害復旧現場や土石流が頻発する溪流等の危険な建設現場において、作業員の二次災害を防止することを目的に、無人の建設機械を用いて工事を行うこと。 ラジコン装置等搭載した無人の建設機械とその周辺にカメラを搭載または設置し、作業員が撮影している映像を安全な遠隔操作室のモニターで確認しながら、または安全な場所から目視しながら、ラジコン等によって建設機械を操作して工事を行う。</p> <p>無線通信施設（むせんつうしんしせつ） 主に電波を利用して行う電気通信のための施設のこと。</p> <p>無立木地（むりゆうぼくち） 樹木が生えていない草原や耕作地、裸地のこと。 第2章第6節2.3.4（P.9-2-24）参照。</p> <p>[も]</p> <p>潜り堰（もぐりせき） 砂防堰堤等の下流側水深が、堰堤の水通し天端より高いこと。</p> <p>もぐり跳水（もぐりちようすい） 砂防堰堤等の直下流の掘り込み部からの流れが、潜り込んだ状態で跳水が形成される流れの状態のこと。</p> <p>[ゆ]</p> <p>有効降雨強度（ゆうこうこううきょうど） 流域内に降った雨は流域の流出特性の影響を受けることを考慮し、平均雨量強度に流出係数を掛け合わせた、実際に流出すると考えられる量の雨の強さを1時間あたりに換算した雨量のこと。 第4章第2節2.2.4（P.9-4-6）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.29参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>遊砂地工（ゆうさちこう） 流路の一部を拡大して土砂を堆積させる砂防施設のこと。除石を行うことにより、土砂流出制御機能を見込む場合には、砂溜工と呼ぶ。土石流の常襲地、扇状地、流路工の上流端に設置する場合が多い。 第3章第1節3.7（P.9-3-8）参照。</p> <p>[よ]</p> <p>揚圧力（ようあつりょく） 砂防堰堤等の基礎地盤中の浸透水により、堤体を浮き上がらせようとする力のこと。 第2章第9節3.3.7（1）（P.9-2-39）参照。</p> <p>陽イオン交換容量（よういおんこうかんようりょう） 第2章第9節3.3.7（1）（P.9-2-39）参照。</p> <p>溶岩流（ようがんにりゅう） 火山の噴火によって、火口から噴出した溶岩（マグマ）が斜面を流れ下る現象のこと。</p> <p>溶岩流対策施設配置計画（ようがんにりゅうたいさくしせつはいちけいかく） 第3章第1節5.3（P.9-3-11）参照。</p> <p>要配慮者利用施設（ようはいりよしやりょうしせつ） 社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）、学校、幼稚園、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する人々が利用する施設のこと。対象施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づいて、避難確保計画の作成及び報告、避難訓練等の実施が義務付けられている。</p> <p>横侵食（よこしんしょく） 溪流等の溪床部や溪岸部が、流水等によって横方向に侵食されること。</p> <p>吉野川支祖谷川流域（よしのがわしいやがわりゅういき） 高知県と徳島県を流れる一級河川吉野川水系の支流である、祖谷（いば）川流域のこと。</p> <p>[ら]</p> <p>乱流（らんりゅう） 流体の速度や圧力等が不規則に変動して流れること。色々な方向へ運動するため流体は互いに混り合うが、平均すると流れの方向へ進む。</p> <p>[り]</p> <p>リフト高（りふとだか） 一度に連続して打設したコンクリートの一層分の高さのこと。 第4章第3節6.2（P.9-4-91～92）参照。</p> <p>流域現状調査（りゅういきげんじょうちょうさ） 第2章第3節（P.9-2-10～13）参照。</p> <p>流向（りゅうこう） 河川や溪流の水が流れていく方向のこと。</p> <p>流砂（りゅうさ） 流れる土砂（砂）のこと。一般には、水が飽和状態にある半液体状の流動性の砂を指すことが多い。</p> <p>流出係数（りゅうしゅつけいすう） 降雨量に対して地表を流下（下流に流出）する雨水の割合を表す係数のこと。降った雨は、地中に浸透したり、樹木に付着したりするため、実際に流出する流量は降雨量より少なくなることを表す係数。ピーク流出係数と同義。</p> <p>流出土砂抑制・調節堰堤（りゅうしゅつどしやくせい・ちようせつえんてい） 第4章第3節1.2.5（P.9-4-15）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>流出土砂量調査（りゅうしゆつどしやりようちようさ） 対象流域の状況を把握した上で、流域からどれだけの土砂が流出するかを推定するために行う調査のこと。流域特性調査、溪流現況調査、水系砂防調査又は土石流対策調査を組み合わせて、調査を行う。 第2章第2節～第5節（P.9-2-2～18）参照。</p> <p>流出流木率（りゅうしゆつりゆうぼくりつ） 第1章第2節 1.5.5（P.9-1-24）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.20 参照。</p> <p>流出流量（りゅうしゆつりゆうぼくりよう） 発生流量に流出流木率を掛け合わせた流量のこと。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.20 参照。</p> <p>流出流量調査（りゅうしゆつりゆうぼくりようちようさ） 第2章第6節 2.（P.9-2-20～24）参照。 砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）解説（H28.4）P.20～24 参照。</p> <p>流心線（りゅうしんせん） 流れの中心を表した線のこと。人工的な河川や流路等では、堤防や護岸の中央を示す線であることが多い。</p> <p>流水の単位体積重量（りゅうすいのたんいたいせきじゅうりょう） 土砂が混入していない流水（清水）の単位体積重量のこと。 第4章第3節 4.3.2（3）及び4.3.3（P.9-4-40、P.9-4-44）参照。</p> <p>流送（りゅうそう） 水の流れる力によって運ばれること。</p> <p>流動深（りゅうどうしん） 土石流等が流れ動いた深さのこと。</p> <p>流木収支（りゆうぼくしゅうし） 流域内の区間や区域において発生（流出）する流量、計画基準点や補助基準点まで流下（流出）する流量、砂防施設等で捕捉・抑制・堆積する流量、基準点や砂防施設から下流に流出する流量をそれぞれ算出し、上流から収支計算を行うことで算出される計画流出流量の総和のこと。流木整備率の算出の基本となる。</p> <p>流木対策計画（りゆうぼくたいさくけいかく） 第1章第2節 1.5（P.9-1-23～28）参照。</p> <p>流木対策施設（りゆうぼくたいさくしせつ） 第3章第1節 4.（P.9-3-9～10）参照。</p> <p>流木対策施設配置計画（りゆうぼくたいさくしせつはいちけいかく） 第3章第1節 4.（P.9-3-9～10）参照。</p> <p>流木発生抑制施設（りゆうぼくはっせいせいぎよしせつ） 第3章第1節 4.2.1（P.9-3-9）参照。</p> <p>流木捕捉工（りゆうぼくほそくこう） 流木捕捉施設の一つだが、特に透過型砂防堰堤や部分透過型堰堤、不透過型堰堤の副堰堤に設置する流木対策施設、既設砂防堰堤を改良して設置する鋼製流木捕捉工、掃流区間に設置する流木捕捉工を指す。 第4章第1節 4.2（P.9-4-167～171）参照。 土石流・流木対策設計技術指針解説（H28.4）P.68～76 参照。</p> <p>流木捕捉施設（りゆうぼくほそくしせつ） 第3章第1節 4.2.2（P.9-3-10）参照。</p>

第9編 砂防事業編

第5章 その他

第6節 専門用語の解説（索引） 改定に伴い追加

現 行	改 定
	<p>流量ハイドログラフ（りゅうりょうはいどるぐらふ） 横軸に時間、縦軸に流量をとって、洪水時の河川の流量の時間変化を表わしたグラフのこと。</p> <p>流路（りゅうろ） 河川や溪流で、水が流れる部分のこと。</p> <p>流路工（りゅうろうこう） 護岸等によって溪流や河川の水の流れを固定するとともに、渓床や溪岸の侵食を防止し、流路の安定化、下流への土砂流出の防止、出水時の氾濫・決壊を防止するための構造物のこと。渓床勾配が急勾配の溪流では、床固工と護岸を組み合わせ、床固工が階段状に設置されることもある。溪流において土砂生産・流出の抑制や制御を目的とするものは、溪流保全工と呼ぶ。 第3章第1節2.7（P.9-3-6）、第4章第8節1.（P.9-4-129）参照。</p> <p>林相（りんそう） 森林を構成している樹木の種類や樹齢等によって形成される森林の状態のこと。</p> <p>林相転換（りんそうてんかん） 森林を構成している樹木の種類等を他の種類に転換すること。針葉樹林から広葉樹林への転換等がある。</p> <p>[れ]</p> <p>レーダ雨量計（れーだうりょうけい） 回転するアンテナから指向性を持った電波を発射し、雨滴にあたって散乱して返ってくる電波を再び同じアンテナで受信し、受信電波の状況（返ってくるまでの時間、電波の強さ等）から降水強度の面的分布や降水（雪）量を広域的に観測する機器のこと。</p> <p>レッドリスト（レッドリスト） 絶滅のおそれのある野生動植物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省の他、地方公共団体やNGOなどが作成しており、作成団体によってはレッドデータ、図書にまとめられているものはレッドデータブックともいう。</p> <p>[ろ]</p> <p>ロータリー式ボーリング（ろーたリーしきぼーりんぐ） ボーリングマシンにより駆動されるボーリングロッドまたはコアバレルの先端に取り付けられたビットの回転とマシンの給進力によるビット荷重で、地盤を切削しながら孔を掘る機構のボーリング方法のこと。</p> <p>露岩（ろがん） 土壌や植生等に覆われることなく、地表から露出している岩石のこと。</p> <p>六価クロム（ろっかくろむ） クロムの化合物のうち、酸化数が+6のクロムCr(VI)を含むものの総称のこと。</p> <p>[わ]</p> <p>ワイヤーセンサー（わいやーせんさー） 溪流を横断するようにワイヤーを設置し、土石流や泥流が断面を通過してワイヤーを切断すると警報を発する装置のこと。土石流が発生するおそれのある工事現場の安全管理や下流住民の警戒避難対策に利用する。高さ方向にワイヤーを複数本設置することで、土石流の流れの高さ（深さ）を計測することもできる。</p>